

# 財団法人社会福祉振興・試験センター について

# (財)社会福祉振興・試験センターの概要

H23. 04. 01現在

## 法人の概要

- 目的** 社会福祉に関する調査研究及び啓発宣伝、社会福祉施設の経営に必要な援助並びに社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士に係る試験及び登録に関する事務並びに介護支援専門員に係る試験に関する事業を行い、もって我が国の社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする。
- 設立年次** 昭和21年3月25日  
※「財団法人社会事業振興会」として設立。昭和63年4月「財団法人社会福祉振興・試験センター」へ改称。
- 理事長** 多久島 耕治
- 役員数** 73人(役員13人:理事長(非常勤)、理事10(うち1は常勤)、監事2、職員60人)  
(平成23年4月1日現在)
- 予算額** 49億円(国からの財政支出はなし)

## 主な業務の概要

- **社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験事業(指定業務)**  
「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」及び「精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)」による指定試験機関に指定され、毎年、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験を実施。
- **社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士登録事業(指定業務)**  
「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」及び「精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)」による指定登録機関に指定され、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格に関する登録事業を実施。
- **その他の事業(出版事業、研修事業、介護支援専門員試験問題作成事業等)**

# 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 にかかる指定試験機関・指定登録機関について

## 1. 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士資格・試験の概要

### (1) 社会福祉士の概要

#### ① 概要

- 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行う。

#### (参考) 主な従事分野

- ・高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設における生活相談員
- ・病院における相談員
- ・行政機関における福祉職(ケースワーカー等)

#### ② 資格取得方法

福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

### ③ 社会福祉士国家試験の概要

#### ○ 形態

年1回の筆記試験(1月下旬に実施)

#### ○ 筆記試験の科目(19科目)

- ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

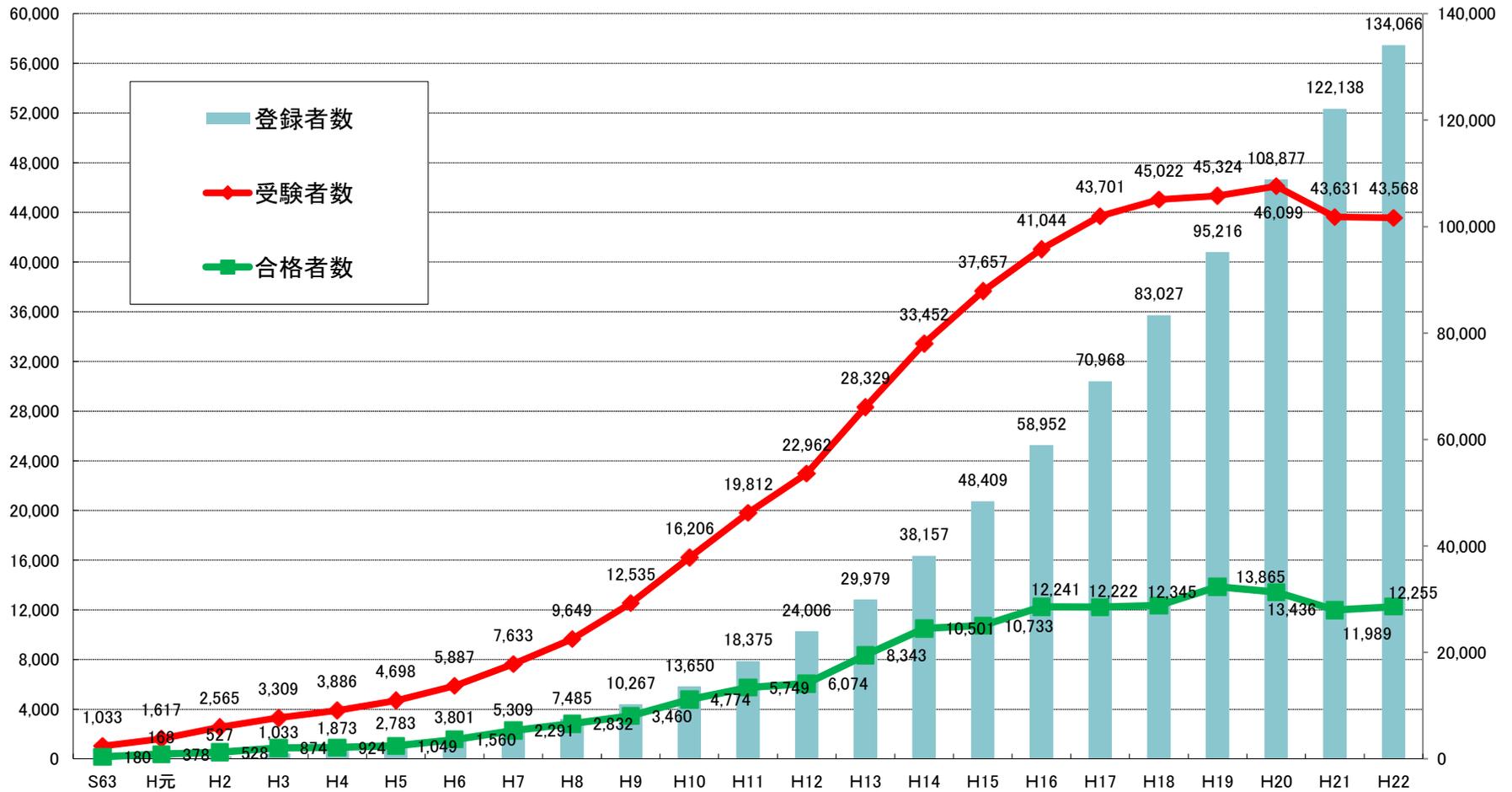
#### ○ 試験の実施状況(平成22年度実施の第23回試験結果)

受験者数43,568人、合格者数12,255人(合格率28.1%)

### ④ 資格者の登録状況

134,066人(平成22年9月末現在)

## ⑤ 社会福祉士試験受験者数・合格者数および登録者数の推移



|      | S63   | H元    | H2    | H3    | H4    | H5    | H6    | H7    | H8    | H9     | H10    | H11    | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20     | H21     | H22     | 総計      |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 受験者数 | 1,033 | 1,617 | 2,565 | 3,309 | 3,886 | 4,698 | 5,887 | 7,633 | 9,649 | 12,535 | 16,206 | 19,812 | 22,962 | 28,329 | 33,452 | 37,657 | 41,044 | 43,701 | 45,022 | 45,324 | 46,099  | 43,631  | 43,568  | 519,619 |
| 合格者数 | 180   | 378   | 528   | 874   | 924   | 1,049 | 1,560 | 2,291 | 2,832 | 3,460  | 4,774  | 5,749  | 6,074  | 8,343  | 10,501 | 10,733 | 12,241 | 12,222 | 12,345 | 13,865 | 13,436  | 11,989  | 12,255  | 148,603 |
| 登録者数 | -     | 168   | 527   | 1,033 | 1,873 | 2,783 | 3,801 | 5,309 | 7,485 | 10,267 | 13,650 | 18,375 | 24,006 | 29,979 | 38,157 | 48,409 | 58,952 | 70,968 | 83,027 | 95,216 | 108,877 | 122,138 | 134,066 | -       |

注:登録者数は、各年度9月末時点の人数。

## (2) 介護福祉士の概要

### ① 概要

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。

#### (参考) 主な従事分野

- ・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設における介護職員
- ・訪問介護事業所におけるホームヘルパー

### ② 資格取得方法

- 次の2つの方法がある。
  - ① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業し登録する方法
  - ② 3年以上介護等の業務に従事した者、福祉系高校を卒業した者等が介護福祉士国家試験に合格し登録する方法

### ③ 介護福祉士国家試験の概要

#### ○ 形態

- ・ 年1回試験(第1次試験(筆記試験)、第2次試験(実技試験))
- ・ 筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。

#### ○ 筆記試験の科目(12科目)

領域:人間と社会

人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解

領域:介護

介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程

領域:こころとからだのしくみ

発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こころとからだのしくみ

総合問題:総合問題

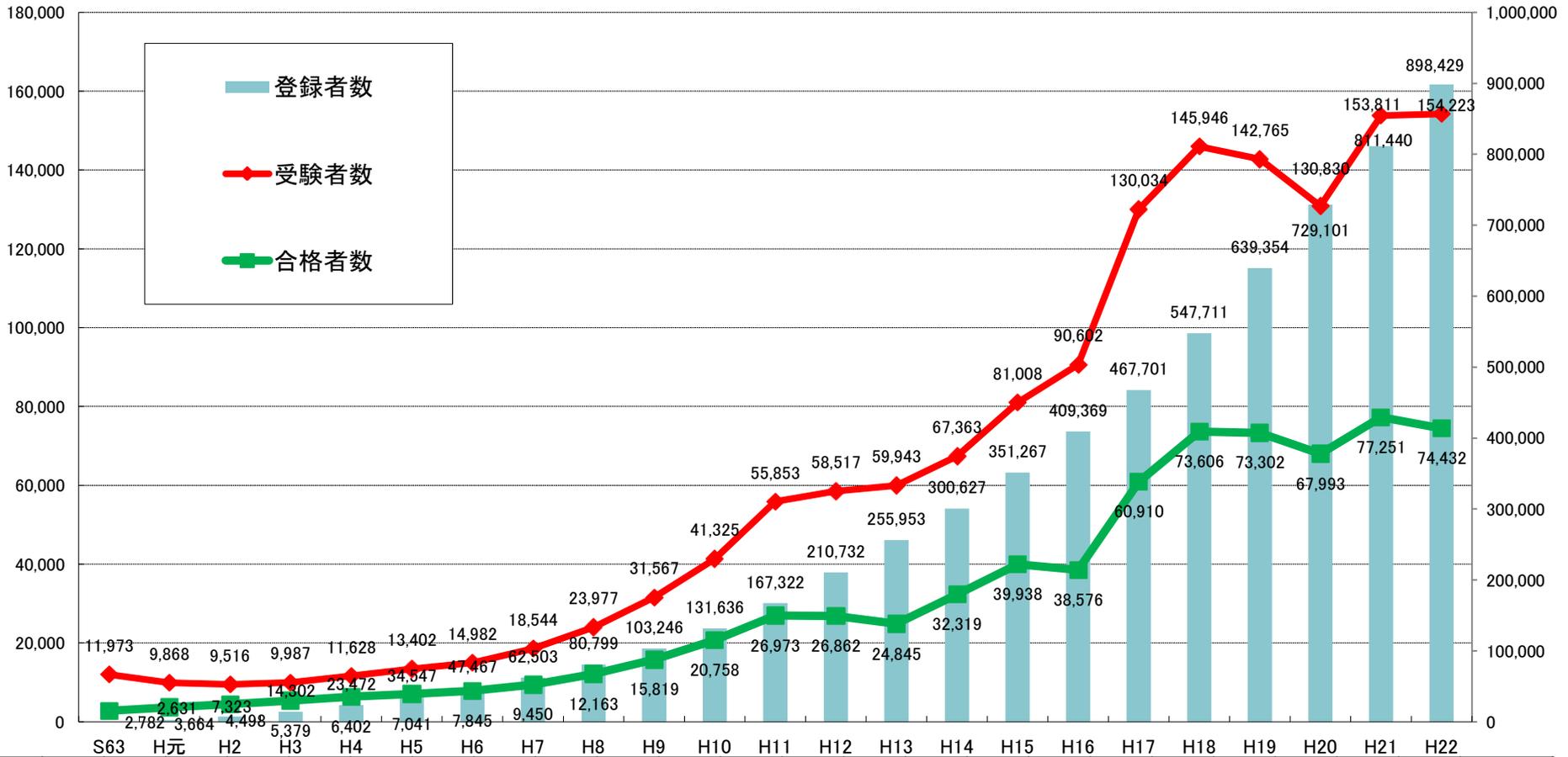
#### ○ 試験の実施状況(平成22年度実施の第23回試験結果)

受験者数154, 223人、合格者数74, 432人(合格率48. 3%)

### ④ 資格者の登録状況

898, 429人(平成22年9月末現在)

## ⑤ 介護福祉士試験受験者数・合格者数および登録者数の推移



|      | S63    | H元    | H2    | H3     | H4     | H5     | H6     | H7     | H8     | H9      | H10     | H11     | H12     | H13     | H14     | H15     | H16     | H17     | H18     | H19     | H20     | H21     | H22     | 総計        |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 受験者数 | 11,973 | 9,868 | 9,516 | 9,987  | 11,628 | 13,402 | 14,982 | 18,544 | 23,977 | 31,567  | 41,325  | 55,853  | 58,517  | 59,943  | 67,363  | 81,008  | 90,602  | 130,034 | 145,946 | 142,765 | 130,830 | 153,811 | 154,223 | 1,467,664 |
| 合格者数 | 2,782  | 3,664 | 4,498 | 5,379  | 6,402  | 7,041  | 7,845  | 9,450  | 12,163 | 15,819  | 20,758  | 26,973  | 26,862  | 24,845  | 32,319  | 39,938  | 38,576  | 60,910  | 73,606  | 73,302  | 67,993  | 77,251  | 74,432  | 712,808   |
| 登録者数 | -      | 2,631 | 7,323 | 14,302 | 23,472 | 34,547 | 47,467 | 62,503 | 80,799 | 103,246 | 131,636 | 167,322 | 210,732 | 255,953 | 300,627 | 351,267 | 409,369 | 467,701 | 547,711 | 639,354 | 729,101 | 811,440 | 898,429 | -         |

注:登録者数は、各年度9月末時点の人数。

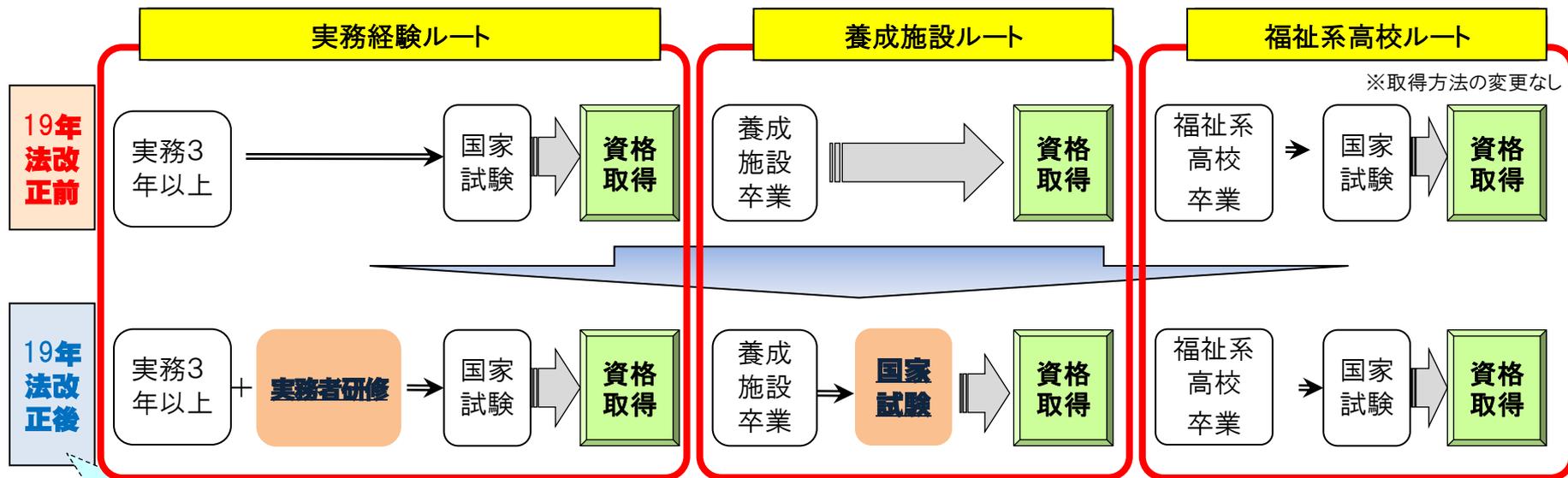
## (参考1)資格取得方法の見直しの延期について

### 【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
  - ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
  - ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け

### 【今後の対応】

- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。働きながらも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



施行を3年延期

# (参考2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

## 趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

## 実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

## 介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

## 登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備

## 登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録

(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)

・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)

・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)

・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

## 実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置

## (3) 精神保健福祉士の概要

### ① 概要

- 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の国家資格。
- 専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

#### (参考)主な従事分野

- ・精神科病院における相談員・指導員
- ・精神障害者社会復帰施設における相談員・指導員

### ② 資格取得方法

- 保健福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、4年生大学卒業後精神保健福祉士指定養成施設卒業者等で、精神保健福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

### ③ 精神保健福祉士国家試験の概要

#### ○ 形態

年1回の筆記試験(1月下旬に実施)

#### ○ 筆記試験の科目(15科目)

①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪精神医学、⑫精神保健学、⑬精神科リハビリテーション学、⑭精神保健福祉論、⑮精神保健福祉援助技術

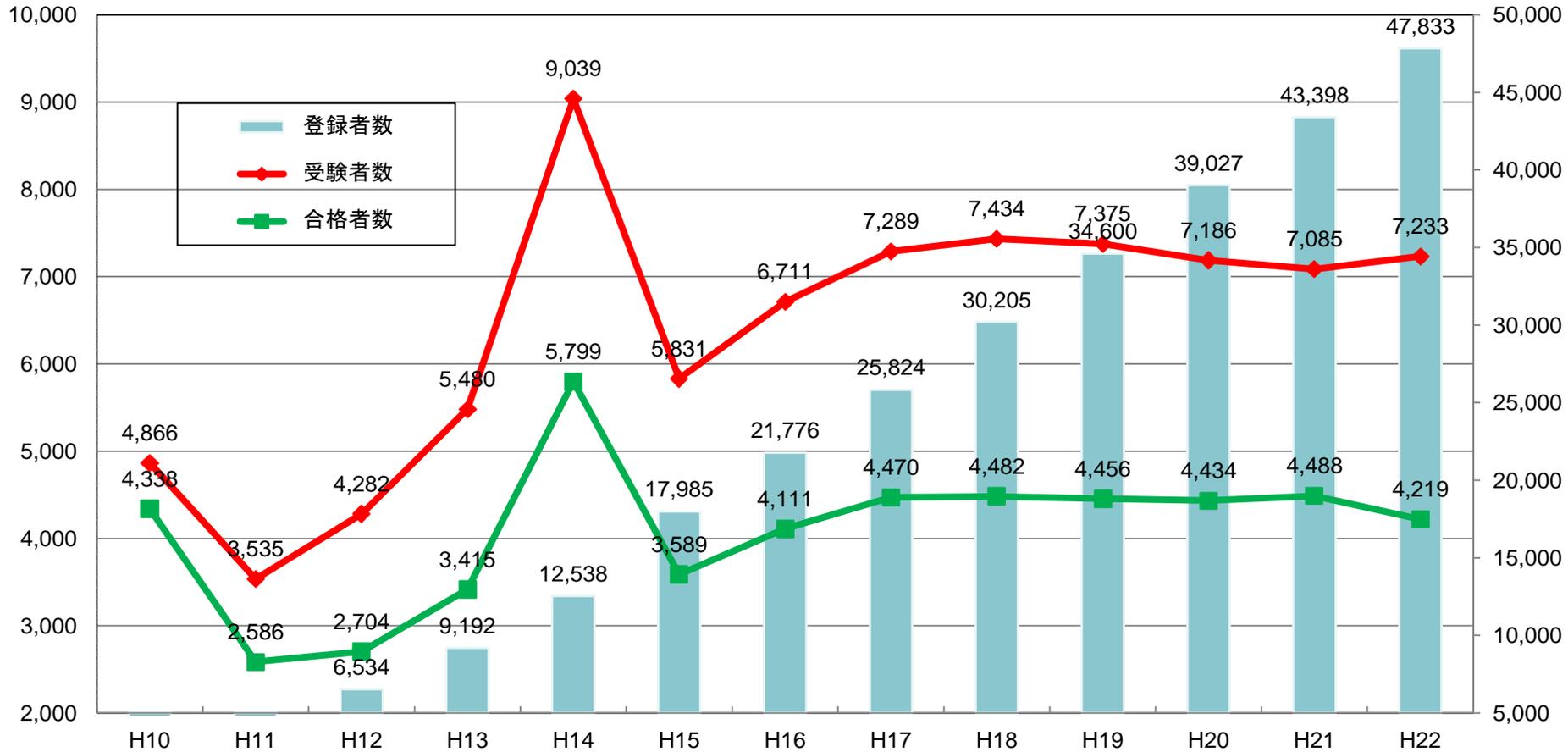
#### ○ 試験の実施状況(平成22年度実施の第13回試験結果)

受験者数 7,233人、合格者数 4,219人(合格率58.3%)

### ④ 資格者の登録状況

47,833人(平成22年9月末現在)

## ⑤ 精神保健福祉士試験受験者数・合格者数および登録者数の推移



|      | H10   | H11   | H12   | H13   | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | 総計     |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受験者数 | 4,866 | 3,535 | 4,282 | 5,480 | 9,039  | 5,831  | 6,711  | 7,289  | 7,434  | 7,375  | 7,186  | 7,085  | 7,233  | 83,346 |
| 合格者数 | 4,338 | 2,586 | 2,704 | 3,415 | 5,799  | 3,589  | 4,111  | 4,470  | 4,482  | 4,456  | 4,434  | 4,488  | 4,219  | 53,091 |
| 登録者数 | -     | 4,018 | 6,534 | 9,192 | 12,538 | 17,985 | 21,776 | 25,824 | 30,205 | 34,600 | 39,027 | 43,398 | 47,833 | -      |

注:登録者数は、各年度9月末時点の人数。

## 2. 指定試験機関及び指定登録機関制度について

### (1) 根拠規定

- 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項（試験）、第35条第1項（登録）
- 介護福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第41条第1項（試験）、第43条第1項（登録）
- 精神保健福祉士：精神保健福祉士法第10条第1項（試験）、第35条第1項（登録）

### (2) 指定要件

- ・ 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- ・ 試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人であること
- ・ 試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと
- ・ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと
- ・ 役員に、①資格法に違反して刑に処せられ、執行が終わらない、又執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者がいないこと、②解任命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者がいないこと

### 3. 指定の必要性及び当該法人が指定されている理由について

#### (1) 指定の必要性

- 試験問題の質を確保し、問題作成に関するノウハウを蓄積していくためには、国の関与の下、同一の組織が継続的に問題作成に当たる必要がある。
- また、試験問題や登録簿における個人情報情報の漏洩を防止し、例年20万人近くの受験者がいる社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験について、受験資格の審査や不正行為への対処なども含めて滞りなく実施していくためには、特定の組織が一元的に試験事務を行うことが必要であり、指定制度を採用しているところ。
- 試験の全国斉一的に適正かつ確実な実施という公益性、及び行政事務の効率的運営の観点から、当該指定制度には公益法人要件が付されており、役員の選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。

#### (2) (財)社会福祉振興・試験センターが指定されている理由

- 当該法人は設立当初から社会福祉分野に精通しており、試験事務の実施に必要な基礎を有していたことを踏まえ指定された。
- 制度創設以来20年が経過し、当該法人には、受験資格の審査(介護業務・相談援助の実務経験の判定等)から問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に関する十分なノウハウが蓄積されており、また、当該法人においては、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の拡充を図っている。

## 国において実施

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士(登録のみ)、薬剤師、管理栄養士

## 指定試験機関・登録機関において実施

臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救命救急士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、理容師、美容師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

## その他

歯科技工士(試験のみ)【都道府県において実施】  
社会保険労務士(合格の決定に関する事務を除く)【全国社会保険労務士会連合会において実施】

## 4. 受験手数料、登録手数料算定の考え方

### 基本的考え方

- 受験手数料、登録手数料については、それぞれの試験・登録勘定毎に、受験者数等の動向、手数料等の収入と経費の支出のバランス等を3年に1度検証し、必要に応じ水準を見直し。

平成22年6月の厚生労働大臣指示を受け、積立金を財源に、手数料を時限的に引下げ

### 【受験手数料】

平成23年度からの3年間(社会福祉士は5年間)、受験手数料を時限的に引下げ。

|              | 22年度    | 23年度～          | 26年度～          | 28年度～          |
|--------------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 社会福祉士受験手数料   | 9,600円  | <u>5,580円</u>  | 5,580円         | <u>10,340円</u> |
| 介護福祉士受験手数料   | 12,500円 | <u>10,650円</u> | <u>13,420円</u> | 13,420円        |
| 精神保健福祉士受験手数料 | 11,500円 | <u>9,750円</u>  | <u>13,140円</u> | 13,140円        |

※上記の推計は、現時点での将来の見込である。試験事業安定積立資産を財源として活用。

### 【登録手数料】

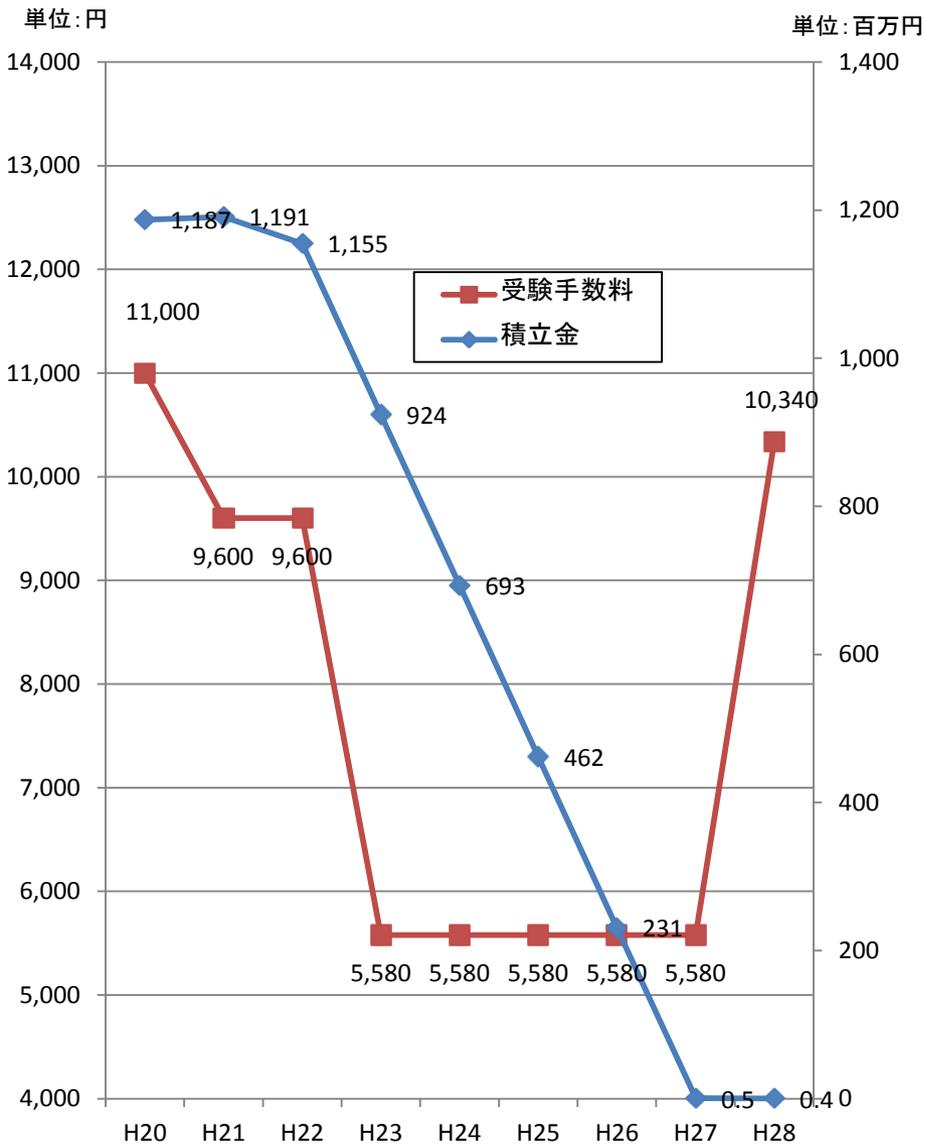
平成23年度からの3年間、介護福祉士登録手数料を時限的に引下げ。

|            | 22年度   | 23年度～         | 26年度～         | 28年度～  |
|------------|--------|---------------|---------------|--------|
| 介護福祉士登録手数料 | 4,050円 | <u>3,320円</u> | <u>4,990円</u> | 4,990円 |

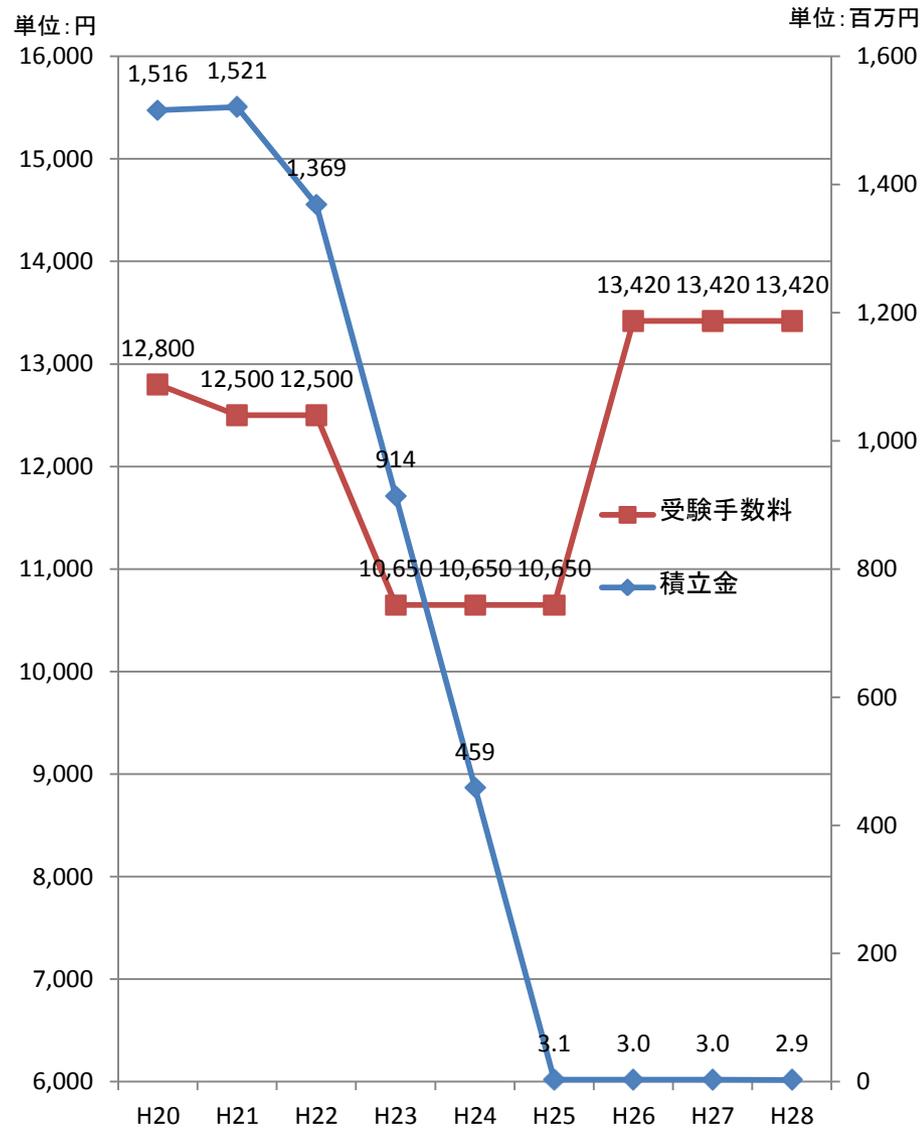
※上記の推計は、現時点での将来の見込である。登録事業安定積立資産を財源として活用。

# (参考)積立金縮減に伴う手数料及び積立金の推移

## 社会福祉士受験手数料



## 介護福祉士受験手数料

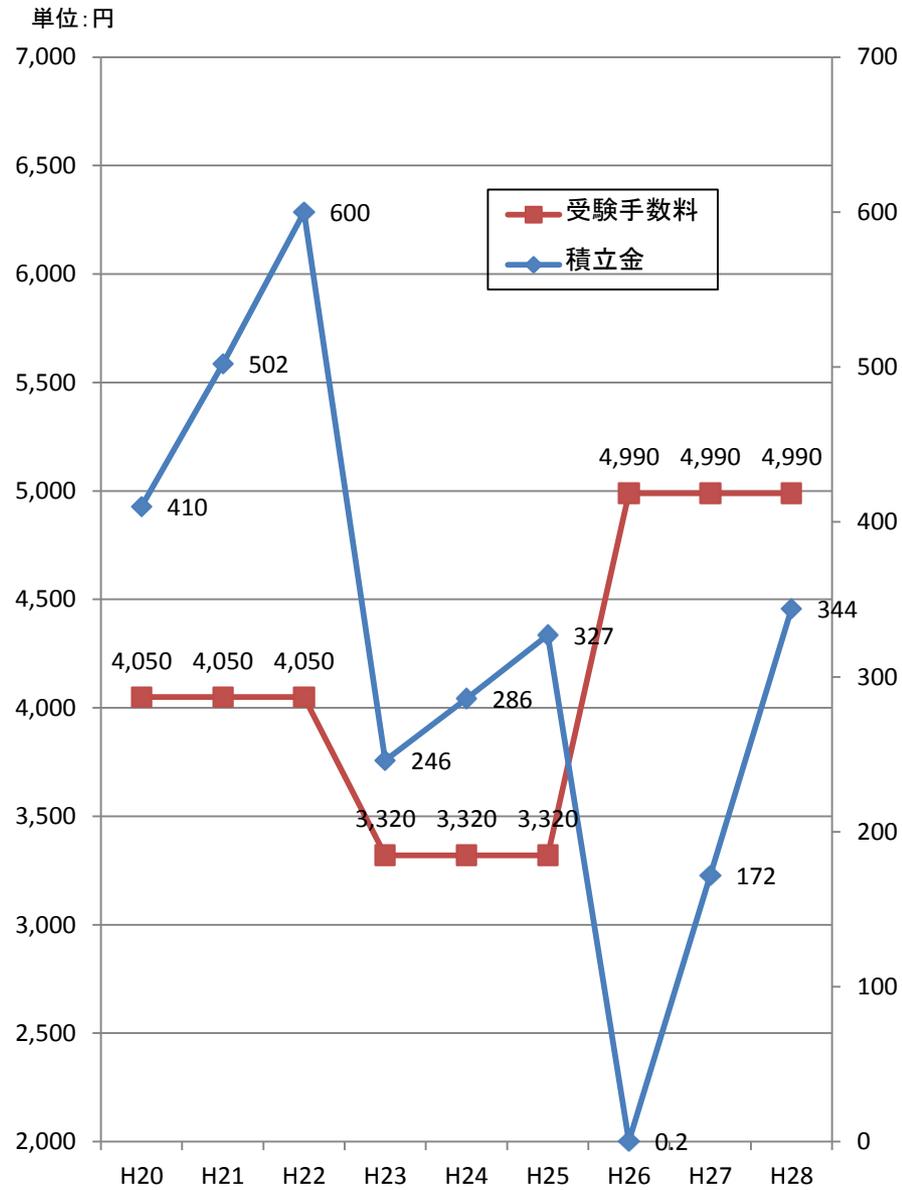
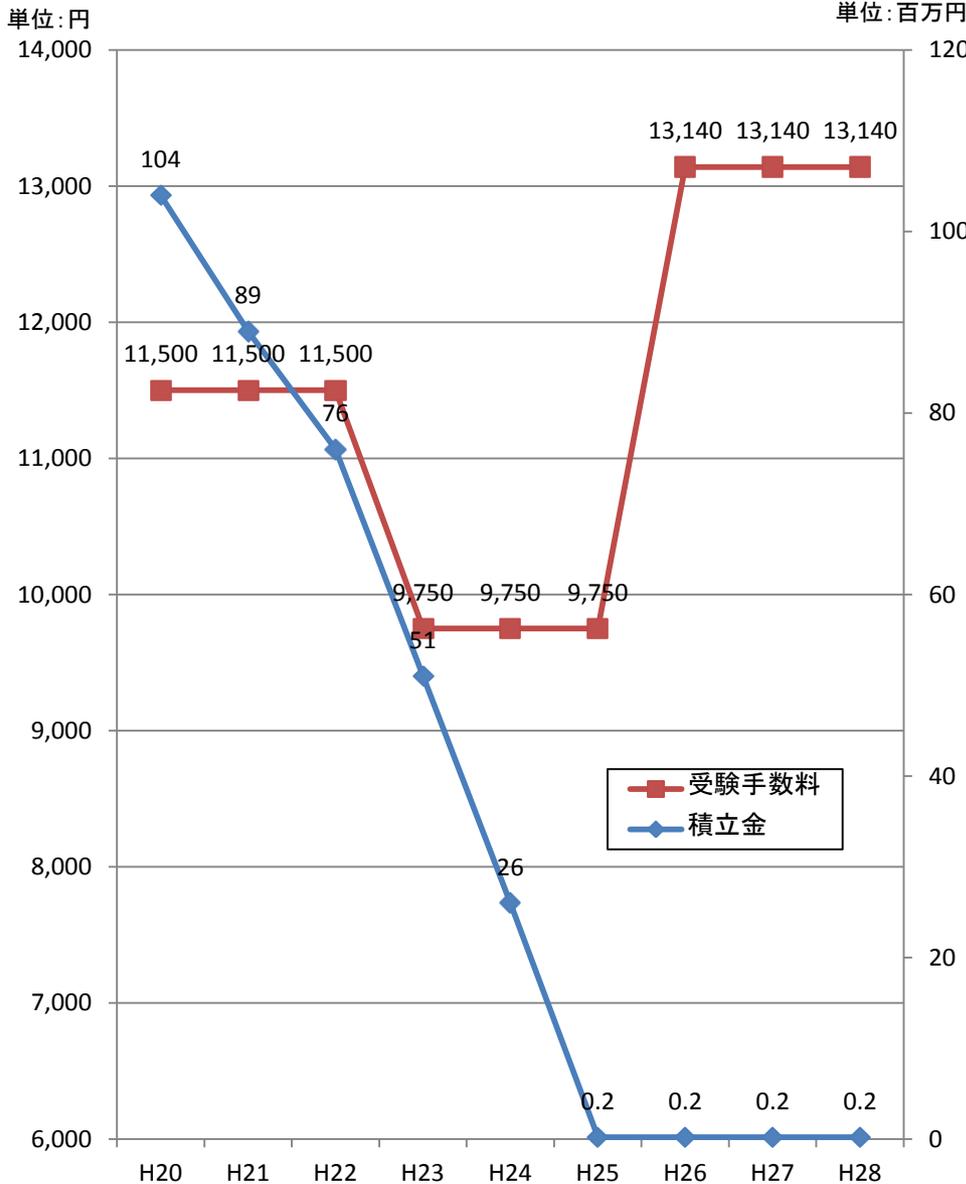


※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

# 精神保健福祉士受験手数料

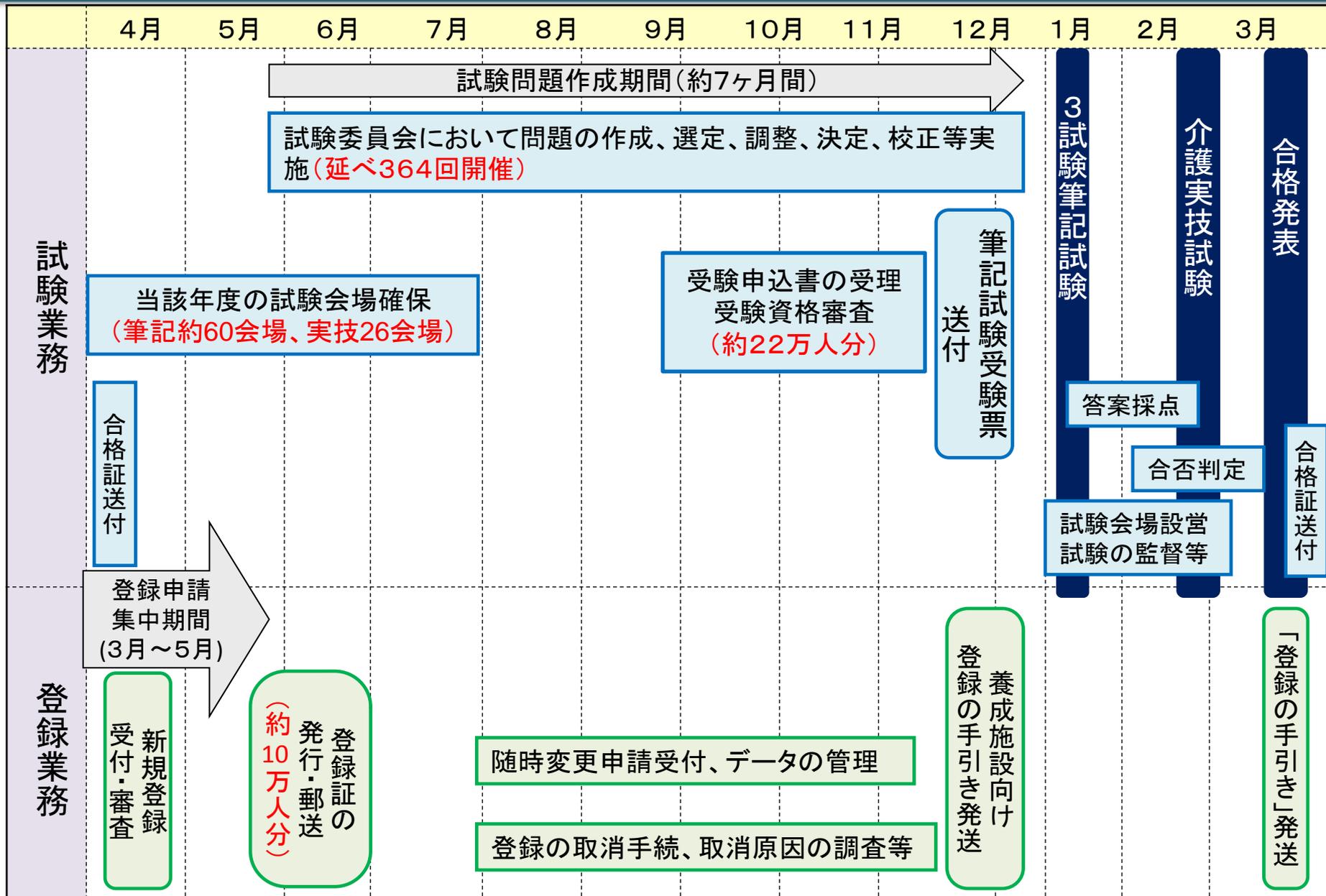
# 介護福祉士登録手数料

単位：百万円



※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

# (参考) 指定業務年間スケジュール



# 指定業務の効率化にかかる取組み

## これまでの取組み

### (1) 法人運営全般について

- 役員数の削減(17名(H19.4)→13名(H23.4))、常勤理事の非常勤化(常勤理事(H22.4)3名→1名(H23.4))  
(参考)役員数の推移(4月1日時点) ※かっこ書きは常勤役員数

|     | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 役員数 | 17(3) | 16(3) | 15(3) | 15(3) | 13(1) |

- 常勤役員(理事)候補者選考にあたり、公募制を導入(H22年度)
- 役員報酬については、平成22年4月より、理事長は6.2%、常務理事は4.3%引き下げ
- さらに、理事長を非常勤とし、報酬減(H23年4月～)
- 監査法人による外部監査の導入により、更なる事業の透明性を図った。(H13年度)

### (2) 指定業務について

#### 【試験業務】

- 電算システム導入による試験業務の効率化(受験資格確定者のデータ管理による再受験者への負担軽減)  
(電算システム導入/H10年度、再受験者への負担軽減/H11年度)
- 国家試験の透明性の観点から、試験問題(H2年度)、国家試験出題基準・合格基準、合格発表時に正答・合格基準点、受験者の得点(受験者本人の照会(申請)に回答)の公表を実施。(H14年度)  
※ 得点公表にかかる費用は申請した受験生の負担。
- 当センターホームページの開設や自動電話応答サービス(国家試験情報専用電話案内)により、試験概要・受験資格・合格発表などを24時間情報提供。(H11年度)
- 「受験の手引」の請求事務の簡略化、無料化(はがきによる請求(H11年度)、ホームページからの請求(H18年度)、無料化(H23年度))

## 【登録業務】

- 他部門の職員の応援や、電算システム導入による登録事務の迅速化。(H22年度から更なる業務の見直しを図り、登録申請集中期間における登録証を発行するまでの期間を30日までに短縮)

## (3) 試験地の拡大について

受験生の利便性の観点から試験地数、試験会場数を拡大。

|               | 試験名       | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 試験地<br>(都道府県) | 社会福祉士     | 19     | 23     | 23     | 24     | 24     |
|               | 介護福祉士(筆記) | 19     | 23     | 23     | 24     | 28     |
|               | 介護福祉士(実技) | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |
|               | 精神保健福祉士   | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      |
| 試験会場          | 社会福祉士     | 25     | 29     | 37     | 35     | —      |
|               | 介護福祉士(筆記) | 47     | 48     | 57     | 58     | —      |
|               | 介護福祉士(実技) | 25     | 25     | 26     | 26     | —      |
|               | 精神保健福祉士   | 7      | 8      | 7      | 8      | —      |

## 今後の課題

### (1) 法人運営全般について

➡ テナント家賃等、管理費の更なる引き下げを引き続き検討

### (2) 指定業務について

#### 【試験事業】

- 近年の、受験者数の増大に伴う会場数の増加等により、事業委託の比率向上の傾向。
- また、受験者数の多い介護福祉士試験については、更に試験地を拡大してほしいとの要望がある。

(参考)試験事業における委託費の推移

|            | 平成15年度    | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成21年度    | 平成22年度    |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 委託費支出額     | 224,515千円 | 366,639千円 | 399,652千円 | 544,761千円 | 487,239千円 |
| 総事業費に占める割合 | 12.7%     | 14.6%     | 13.6%     | 18.3%     | 16.6%     |

➡ 委託事業者の守秘義務の徹底、随意契約を原則廃止し、総合評価落札方式を導入

➡ 受験者数の動向等を踏まえ、試験会場の安定的な確保を前提としつつ、低コストの試験会場を借り上げ等による事業費の削減

➡ 介護福祉士筆記試験の試験地については、受験者数の動向及び資格取得方法の見直しによる影響を勘案しつつ、原則、全都道府県への拡大を検討

※なお、粗い推計によると、全都道府県へ拡大した場合には、約1.5億円の経費が増える見込み。

#### 【登録事業】

➡ 登録者現況調査及び就労状況調査の実施に関する検討

登録者現況調査…登録者の登録情報(氏名、生年月日、本籍地都道府県名等)等に関する調査  
就労状況調査…登録者の就労の有無、就労先、就労の意識等に関する調査

➡ たんの吸引等実施に伴う介護福祉士に係る新たな登録業務

たんの吸引等研修修了者に対する介護福祉士登録簿への付記、介護福祉士登録証の交付事務